

系統識別號：C09005013

公務出國報告提要

頁數：15 含附件：46

報告名稱：日本政府對流通事業經營暨加盟行為之規範研究

主辦機關：

行政院公平交易委員會

聯絡人/電話：

/

出國人員：

林義昭 行政院公平交易委員會 專員

出國類別：考察

出國地區：日本

出國期間：民國 90 年 5 月 28 日-民國 90 年 6 月 3 日

報告日期：90 年 10 月 4 日

分類號/目：E11/公平消費 E11/公平消費

關鍵詞：流通業、附加費用、優勢地位

內容摘要：鑑於日本法制對於流通業經營行為之規範已累積十數年經驗之久，不論於法律上，抑或實務執行運作上，對於事業相對濫用市場優勢地位規範上，顯現相當積極態度。本考察計畫爰參考日本競爭主管機關—日本公正取引委員會對於零售業者濫用市場地位的規範，於一九九一年公布之「獨占禁止法對於有關流通、交易慣行之指針」，本行動指針首先揭示規範零售業者濫用市場優勢地位行為的基本構想：事業要以何種條件進行交易，基本上仍尊重交易相對人可自主判斷權利，惟若當零售業者相對於供貨廠商於交易上居優勢時，即有可能順勢運用其濫用市場優勢地位，對供貨廠商施予種種不利措舉之虞。該行動指針揭櫫五項重大濫用市場優勢地位行為類型，包括：一、強迫供應廠商購買其販售之商品或服務；二、不當退貨；三、要求供應廠商派遣其員工協助參與銷售活動；四、不當要求其提供贊助金等財物支出；五、不當要求供貨廠商量少或頻率高之零星送貨方式等。其次，參考日本通產省中小企業廳為規範加盟業主資訊揭露之相關規範，藉此將有助於我國加盟體系重要交易資訊之透明化。本專題研究爰參考日本流通業領域之發展現況與趨勢，就將相關競爭議題提出研究結論與建議，俾供競爭法主管機關因應之參考。

本文電子檔以上傳至出國報告資訊網

日本政府對流通事業經營暨加盟行為之規範研究

摘 要

鑑於日本法制對於流通業經營行為之規範已累積十數年經驗之久，不論於法律上，抑或實務執行運作上，對於事業相對濫用市場優勢地位規範上，顯現相當積極態度。本考察計畫爰期參考日本競爭主管機關——日本公正取引委員會對於零售業者濫用市場地位的規範，於一九九一年公布之「獨占禁止法對於有關流通、交易慣行之指針」，本行動指針首先揭示規範零售業者濫用市場優勢地位行為的基本構想：事業要以何種條件進行交易，基本上仍尊重交易相對人可自主判斷權利，惟若當零售業者相對於供貨廠商於交易上居優勢時，即有可能順勢運用其濫用市場優勢地位，對供貨廠商施予種種不利措舉之虞。該行動指針揭櫫五項重大濫用市場優勢地位行為類型，包括：一、強迫供應廠商購買其販售之商品或服務；二、不當退貨；三、要求供應廠商派遣其員工協助參與銷售活動；四、不當要求其提供贊助金等財物支出；五、不當要求供貨廠商量少或頻率高之零星送貨方式等。其次，參考日本通產省中小企業廳為規範加盟業主資訊揭露之相關規範，藉此將有助於我國加盟體系重要交易資訊之透明化。本專題研究爰期參考日本流通業領域之發展現況與趨勢，就將相關競爭議題提出研究結論與建議，俾供競爭法主管機關因應之參考。

日本政府對流通事業經營暨加盟行為之規範研究

目 錄

第一章	前言.....	1
第一節	研究目的.....	1
第二節	研究過程.....	1
第三節	研究報告內容.....	2
第二章	日本政府展開流通業經營行為調查.....	2
第一節	日本政府如何建立流通事業公平競爭環境.....	2
第二節	日本政府針對流通業進行調查並加以導正.....	2
壹	、調查對象暨調查方法.....	2
貳	、調查對象行為類型暨選定理由.....	3
參	、調查期間.....	3
第三章	日本政府管理流通業之實務與運作之管理機制.....	3
第一節	退貨.....	4
第二節	要求承擔協贊金.....	6
第三節	強迫推銷.....	7
第四節	要求派遣從業人員支援.....	8
第五節	要求少量多頻率配送.....	9
第四章	日本政府對於加盟行為之規範.....	11
第五章	代結論與建議.....	12

日本政府對流通事業經營暨加盟行爲之規範研究

第一章 前言

第一節 研究目的

鑑於近年來國內流通業明顯朝向大型化、集體化方向發展趨勢，其經營行爲對市場競爭及交易秩序，已產生重大影響。究其經營行爲中，最引起眾所非議者係業者濫用市場優勢地位，巧立名目，對供應商以脅迫利誘方式，要求支付諸如上架費、贊助費等額外負擔，而供應商若非透過此類通路，勢難將產品順利推銷。職是，流通業挾持其市場優勢地位，迫使供應商屈從，業已嚴重違反公平競爭精神，對整體經濟利益極爲不利。反觀鄰國日本法制對於流通業經營行爲之規範已累積十數年經驗之久，不論於法律上，抑或實務執行運作上，對於事業相對濫用市場優勢地位規範上，顯現相當積極態度。實務上，日本有關流通業者濫用市場優勢地位之規範，首舉日本公正取引委員會（或稱公平交易委員會，以下簡稱「公取會」）於1991年（平成3年）7月11日公取會事務總局公布之「獨占禁止法對於有關流通、交易慣行之指針」（以下簡稱「行動指針」 guideline），本行動指針首先揭示規範零售業者濫用市場優勢地位行爲的基本構想：事業要以何種條件進行交易，基本上仍尊重交易相對人可自主判斷權利，惟若當零售業者相對於供貨廠商於交易上居優勢時，即有可能順勢運用其濫用市場優勢地位，對供貨廠商施予種種不利措舉之虞。該行動指針揭櫫五項重大濫用市場優勢地位行爲類型，包括：一、強迫供應廠商購買其販售之商品或服務；二、不當退貨；三、要求供應廠商派遣其員工協助參與銷售活動；四、不當要求其提供贊助金等財物支出；五、不當要求供貨廠商量少或頻率高之零星送貨方式等。日本於流通業發展或法令制定上，向居領導地位，頗多值得參考。本專題研究爰期掌握日本流通業領域之發展現況與趨勢，就將相關競爭議題提出研究結論與建議，俾供競爭法主管機關因應之參考。

第二節 研究過程

專題研究人員於90年5月28日搭乘華航 CI0100 次班機自桃園中正國際機場啓程赴日，進行爲期一週（2001.5.28-2001.6.3）「日本政府對於流通事業經營

暨加盟行為之規範研究」之專題研修。赴日期間先後拜會日本公正取引委員會事務總局、公正取引協會、經濟產業省中小企業廳、財團法人日本連鎖加盟協會以及財團法人日本交流協會等機關，行程結束後，於同年 6 月 3 日搭乘華航 CI0101 次班機返國。

第三節 研究報告內容

本研究報告內容第二章及第三章包括考察有關日本流通業經營暨發展之趨勢以及日本政府管理流通業之實務與運作與管理機制，並對於處理濫用市場地位之個案研析等議題做相關闡述，以供本會處理流通業經營行為立場及對策參考。

第二章 日本政府展開流通業經營行為調查

第一節 日本政府如何建立流通事業公平競爭環境

日本政府為兼顧配合其經濟發展，並建立公平合理之競爭秩序與環境，以維護市場之正常運作，乃透過內閣會議，除進行解除或放寬行政管制以推展經濟建設朝向自由化與國際化知之遠瞻，對於流通業濫用市場地位，以不當經營行為圖取利益之行為，表示以嚴正而迅速有效措施予以規範之。日本公取會為防範事業觸犯獨占禁止法(以下簡稱「獨禁法」)，遂於 1991 年公布「行動指針」，明示獨禁法對流通業濫用市場地位之相關性，於實務上，並對所規範之行為類型進行每 4 年為期例行性調查(於 7 月間公佈調查結果)，且將調查結果公諸於世，飭令關係事業者以及事業團體改善。

第二節 日本政府針對流通業進行調查並加以導正

壹、調查對象暨調查方法

根據公取會對流通業調查的方式包括問卷以及聽證會，調查對象分別為 3000 家以及 160 家，應邀受調查對象包括服飾業、食品類雜貨業以及酒業等，以隨機抽樣方式為之。公取會將對供應商進行之問卷調查統計所得，針對流通業經

營行為有違反獨禁法相關規定之虞者進行個別行業宣導。

貳、調查對象行為類型暨選定理由：

- (一) 調查對象行為類型包含有：退貨（銷貨退回）、要求承擔協贊金、負擔 設置配貨中心等諸費用、負擔資源回收制度下以及低價進貨等情事等五項。
- (二) 按前揭被選定為調查項目之理由為：退貨、要求承擔協贊金以及要求負擔設置配貨中心等諸費用於日本公取會「行動指針」中列舉流通事業濫用優越地位行為類型中被認為常見的慣行，而且有變本加厲的趨勢。
- (三) 有關流通事業要求供應商負擔資源回收制度下等諸費用乙節，近年來日本舉國上下對於環保問題日益關切，乃要求大型流通業者加重環保負擔保責任，渠等於展店不易的情況下，逐是轉嫁要求供應廠商負擔。
- (四) 至於有關要求低價進貨乙節，近年來因日本政府逐步放寬對流通業法令的管制、商品銷售情況因長期以來受景氣不振之影響而停滯，造成流通業之間的價格競爭更加激烈，另為應供貨廠商要求調查流通業是否有乘機濫用優越地位行為之虞。

參、調查期間：

自 1998 年 10 月至 1999 年 6 月（對供貨廠商之調查期間為自 1997 年 10 月至 1998 年 9 月）本調查計劃之零售業者包括百貨店（東京都以及政令指定都市區域內之賣場於 3000 平方公尺以上者，其他都市鄉鎮區域內之賣場於 1500 平方公尺以上者，其販售之商品為一般消費者多種日常生活用品）、超市（賣場面積同上，販售自助性新鮮食品等）、專門量販店（如家電，酒類等專賣店）以及其他流通業者（包含連鎖便利商店加盟業主以及地區性超市等）。

第三章 日本政府管理流通業之實務與運作與管理機制

根據日本公取會於 1998 年 10 月至 1999 年 6 月期間針對供貨廠商以及零售業者（包括百貨店、超市、專門量販店以及其他其他流通業者）調查發現，流通事業向供貨廠商進行不公平競爭，造成供應廠商不當壓抑，行為態樣以：一、退貨、二、要求承擔協贊金、三、強迫推銷、四、要求派遣從業人員支援，

以及五、要求少量多頻率配送等五大類型最常見。茲將日本公取會對上揭五大類型於獨禁法上的觀點、與獨禁法的相關性、具體不當行爲、涉有違反公平競爭之問卷統計資料，以及違反獨禁法具體案例等說明如次：

第一節 退貨：

(一) 有關流通事業要求退回供應廠商貨品於獨禁法上的觀點：

退貨對於促進新商品上市或因應地區上的特殊需要，雖有其特定之需要與優點，惟若具有優勢地位的零售業者濫用其優勢地位（註一），單方行使退貨行爲時，將造成供應廠商不利益，難免有零售業者優勢地位之濫用問題。故就零售業者立場而言，交易相對人雙方希望能將退貨條件預先明確約定。

(二) 與獨禁法的相關性：

處於具有優勢地位的零售業者退回向供貨廠商所購商品（即指銷貨退回，包括將供貨契約修改爲託售契約，或退換情形）違反正常交易習慣，有以下情形之一者，將造成供應廠商不利益，故該當行爲違反公取法「一般指定」第十四條有關濫用市場優勢地位（違反正常交易習慣，利用優勢地位，促使他事業與自己交易之行爲，註二）之規定。

(三) 日本公取會經彙整流通事業有下列各款行爲之一者，視爲不當退貨行爲：

1. 交易相對人之間對退貨條件並未事先明確約定下，流通業者因退貨而造成供貨廠商無法預計之不利益損失。

2. 即使交易相對人之間對退貨條件於事先有約定下，惟若有左列各款行爲之一者，仍認爲不當退貨之行爲：

(1) 造成貨品污染或損毀事由不可歸責於供貨廠商，而要求其負擔者。

例如， 展示期間，污損商品的退貨行爲者。 零售商品上貼有價格標籤，很難於不污損及商品之情況下，撕下該標籤之退貨行爲者。

零售業者縮短供貨廠商標示的品質保存期限販售，而以保存期限以內所爲之退貨行爲者。

(2) 零售業者之自創品牌退貨者。

(3) 以月底或期末調整庫存爲由退貨者。

(4) 流通業者基於獨自判斷，以店舖或賣場之改裝或更換貨架事由而要退貨者。

另，有關日本公取會 1954 年發布的告示第七號令「百貨店業之特定的不公平交易方法」(如附錄)日本公取會於百貨店業的特殊不公平交易方法上，針對百貨店業對於供貨廠商退貨(包含將購買契約變更為託售、或易貨之行，就事實面而言，可視為退貨行為)是否有濫用市場優勢地位的規範上，基本上，採行原則禁止例外許可方式。按例外許可者包括以下五項：

- A 產權雖已移轉至百貨店業，然而造成貨品瑕疵之原因可歸責於供貨廠商者。
- B 貨品交貨日期與訂貨單訂定的交運日不一致者(提前或遲延交貨)。
- C 供貨廠商依照正常交易習慣，於特定期間內或特定數量批售予百貨店業者，而予以退貨者。
- D 供貨廠商同意百貨店業者承擔因退貨產生的損失。
- E 百貨店業者要求退貨時，退貨價金直接利益歸諸供貨廠商。

3. 退貨之實態：

根據問卷調查統計資料顯示，最近一年間日本供應商接獲流通事業要求退貨案件，約占 70.3%，比前次調查(占 95.8%)雖有明顯下降，惟仍居高水準。個別行業以超市業居首位(占 54.8%)，次為百貨店業(占 41.8%)。

4. 違反獨禁法具體案例：

- A 百貨店採購家庭用品、衣著類、酒類時，儘管未與供應廠商訂有退貨條件契約，然因於展示時發生污損，造成已退貨的商品不能再行轉售(虧損須由供應商自行吸收)。
- B 百貨店採購家庭用品、酒類時，儘管未與供應商訂有退貨條件契約，渠將價格標籤貼於商品上，撕下標籤時難免傷及商品主體，自外觀上已造成退貨的商品不能再行轉售。
- C 超市採購衣著類、食品類以及雜貨類，儘管未與供應商訂有退貨條件契約，渠進行賣場改裝時，於未預先通知供貨商情況下逕行退貨之行為。

D 超市獨自認為製造商標示的食品類賞味期限短，恐因而造成可銷售期間縮短，渠於銷售期限雖尚未到期但仍予以退貨處理。

第二節 要求承擔協贊金：

(一) 有關流通事業要求供應產廠商配合提供協贊金於獨禁法上的觀點：
茲將日本公取會針對流通事業要求供應產廠商提供協贊金部分於指導原則上的規範，概述如次：

(1) 基本觀點：

零售業者與供貨商為共同舉辦商品促銷活動或藉由媒體強打廣告促銷時，而促銷活動期間所產生的一切相關費用，在此期間供貨廠商本應享有的直接利益，往往因受零售業者以單方事由，不當濫用市場優勢地位而遭不利剝削。交易當事人間因負擔協贊金之條件並未明定之情形下，極易產生濫用市場優勢地位之問題，故協贊金的分配須予以明確化。

(2) 與獨禁法的相關性：

以下情形，零售業者要求供應廠商配合提供協贊金被視為是違法情形：

A 交易雙方對於協贊金之負擔歸屬及其算出的根據、用途等並不明確，而致使供貨廠商帶來不可預計之不利益損失。

B 即使交易雙方對於協贊金之負擔歸屬訂有明確標準，惟有因下列情形之一者，不當收取協贊金而造成供貨廠商不利益之情形者。

(A) 與供貨廠商提供之商品促銷活動無直接關係之活動、賣場改裝貨廣告等，即要求其負擔者。

(B) 協贊金之提供固然與促進銷售或降低成本有關，惟可獲得的直接利益已逾越範圍（顯不相當）者。

(C) 居於零售業者本身的營業收入策略，而要求供貨廠商配合提供者。

(D) 交易雙方同意針對於一定期間（年度）內，達成預定的銷售數量目標時，供貨廠商提供零售業者年度退佣（獎勵金），當因零

售業者未能達成銷售目標，卻強行要求銷貨折讓者。

(E) 雖供貨廠商並無義務供應與銷貨無關之任何責任，惟於提供貨品後，卻被要求降低該當商品之銷貨價格者。

惟若零售業者雖擁有交易上的優勢地位，渠即使有要求供貨廠商負擔協贊金，交易雙方之間預先訂明有關協贊金之負擔歸屬及其計算的根據、用途等，或者，供貨廠商同意零售業扣減促銷期間，零售業者投注對促進銷售或降低成本努力的貢獻，於直接受益範圍之內，均不認為有違反獨禁法。

(3) 要求承擔協贊金之實態：

最近一年間，有關大規模零售業者有無收取協贊金之問卷調查統計顯示，有 69.7% 供貨廠商表示有被要求提供協贊金之情形，比前次之調查統計資料 (74.6%) 有下降趨勢，惟仍居高不下。個別行業比較觀之，以超市 43.6% 居首位，百貨店 37.7% 居第二位。

其次，觀察大規模零售業者收取之協贊金項目中，以「與供貨廠商提供之商品促銷活動無直接關係之活動、賣場改裝貨廣告等，當要求其負擔者」居首位，占 57.9% 至 67.3%，個別業態以百貨店最為顯著。次為「居零售業者本身的營業收入策略，而要求供貨廠商配合提供者」，占 40.8% 至 54.2%。

(4) 違反獨禁法具體案例：

A A 超市以及 B 專門量販店以設置物流中心為名，但未敘明收取協贊金用途的依據，而且，未給予協商機會，卻強迫收取。

B C 超市雖未利用物流中心集貨，而係以直接供貨方式為之，卻要求供貨廠商提供物流中心使用費。

第三節 強迫推銷：

(一) 基本觀點：

即指零售業者於利用與供貨廠商交易上的機會，要求其購買本身販售的商品或提供服務之情形。具有優勢地位的零售業者常見有對供貨廠商要求購買非屬其意願的商品或服務之情形，惟因鑑於維繫商場上繼

續往來的顧慮，惟有承受一途，此即為濫用市場地位之問題，類此，常見於耶誕節、中元節或過年期間，零售業者要求供貨廠商購買西裝或應景食品等。

(二) 與獨禁法的相關性：

在市場交易上具有優勢地位之零售業者，違反正常交易習慣，以下列不當方式，要求供貨廠商購買本身販售的商品或提供之服務，與自己交易之行爲，即該當為不公平交易方法，違反公取法「一般指定」第十四條有關濫用市場優勢地位之規定。

1. 以足以影響採購當負責人自由意志，要求供貨廠商採購之情形者。
2. 要求供貨廠商有組織性、計劃性購買之情形者。
3. 供貨廠商未表明購買意思，或單方交貨之情形者。
4. 表明倘不予購買將會影響往後訂貨之不利情形者。

第四節 要求派遣從業人員支援：

(一) 基本觀點：

供貨廠商販售自產或自供之商品予百貨店或超商等零售業者時，常見有派遣從業人員到店協助之情形，在此有兩項背景的考量：其一為對末端消費者直接進行宣導、推銷。其二為，零售業者冀借重供貨廠商的商品使用等之專業知識、或補充勞力不足，仰賴供貨廠商配合之情形者。鑑於此舉固然有利於雙方，惟若零售業者單方居於本身的利益的考量，要求供貨廠商派遣從業人員時，極易產生對其不利之情事，從而易於形成濫用市場優勢地位之情形。

(二) 與獨禁法的相關性：

在市場交易上具有優勢地位之零售業者，違反正常交易習慣，以下列不當方式，要求供貨廠商請求派遣從業人員之行爲，即該當為不公平交易方法，違反公取法「一般指定」第十四條有關濫用市場優勢地位之規定。其次，零售業者要求供貨廠商負擔相當數額之人事費用，以取代派遣從業人員之方式，情況相同。類此情形，常見於新開店、換裝或促銷期間的包裝作業，零售業者經常以人手不足為由而要求供貨

廠商提供勞力，派員協助之情形。

1. 交易相對人對於何種情況或條件下須派遣從業人員並未有明確之合意，此舉對供貨廠商帶來事先不能預計之不利益之情形者。
2. 對照從業人員派遣可能獲得之直接利益，卻反而被剝削，肇致不利益之情形者。

第五節 要求少量多頻率（零星而頻率高）配送：

（一）基本觀點：

邇來，日本大規模零售業者由於借重設建立電子資訊的系統化，因而使供貨廠商於成本的負荷上日益加重，例如要求少量多頻率配送，以及要求供貨廠商共同負擔銷售系統化費用的投注。

銷售系統化費用的完備，於促進訂貨、發貨以及相關物流業務上固然對於消費者，甚至對供貨廠商均屬有利局面。惟若零售業者持有優勢地位，居於自身的考量，對其要求少量多頻率配送或因設置電子資訊系統化所衍生的費用，儘管未明示具體、明確之依據或比例的情況之下、而要求供貨廠商承擔這筆開銷，如訂貨、接受訂單系統連線之使用費、物流中心之使用費等，極易導致對供貨廠商帶來不利益，而違反公取法「一般指定」第十四條有關濫用市場優勢地位之規定。

（二）與獨禁法的相關性：

在市場交易上具有優勢地位之零售業者，要求供貨廠商少量多頻率送貨，或分攤建立電子資訊系統化所衍生的費用，於下列違反正常交易習慣下，對其帶來不利，即該當為不公平交易方法，違反公取法「一般指定」第十四條有關濫用市場優勢地位之規定。

1. 零售業者要求供貨廠少量多頻率送貨時，將徒增龐大銷管費用，雖供貨廠商會相應提出增加成本的數據資料等，然不被接受，反而以訂貨量大為由，要求其降低單價之情形者。
2. 由於建立電子資訊系統化所投資的費用負擔，未與供貨廠商充分協商，反而單方要求其負擔之情形者。
3. 零售業者單方要求供貨廠商負擔電子資訊系統化建立所衍生的費用，結果造成供貨廠商支出猶不足以抵銷受益範圍。

此外，調查並發現當前日本零售業界對供貨廠商亦普遍存有要求減少進貨價款的情形，併予敘明：

(一) 基本觀點：

有關「行動指針」中涉及零售業者要求供貨廠商減少進貨價款乙節，於獨禁法的基本觀點上，並無特別明記，因為就「要求減少進貨價款」，惟供需雙方議價磋商過程，亦即反映市場競爭性的存在，故而，就本問題而言，並非獨禁法上的問題，而應就個案產生的問題，提出研討，是否屬該當違反獨禁法之行爲。

(二) 與獨禁法的相關性：

如前所述，「零售業者要求供貨廠商減少進貨價款」係市場競爭的反應，雖本身非屬獨禁法上的問題，惟倘如具有交易上優勢的零售業未與供貨廠商充分協調進貨價款，而要求以顯著低價進貨，違反正常交易習慣者，如此，造成供貨廠商不當的不利益時，即成爲獨禁法上的問題。

註一：依照公取會「獨占禁止法對於有關流通、交易慣行上的行動指針」處理「優勢地位」的原則，乃指對於供貨廠商，若因故無法繼續與零售業者進行交易時，將會導致正常營運的事業陷入相當程度的困境。從而，迫使相關零售業者予取予求的不利益局面，縱使如是，亦被迫接受不利益的交易條件。於判斷零售業者是否具有市場優勢地位時，應酌量供貨廠商對相關零售業者於交易上的依賴程度、相關零售業者的市場地位、供貨廠商更換零售業者的可能性，以及該當商品的市場供需等要件，予以綜合性全面考量。

註二：有關日本公取法「一般指定」第十四條有關濫用市場優勢地位之規定如下：

利用自己於交易上相對於交易相對人之優勢地位，且爲違反正常商業交易習慣，不當爲下列各款行爲者：

- 一、持續性要求交易相對人，購買與該當商品或服務無相關之商品或服務者。
- 二、持續性要求交易相對人，爲本身之利益而提供金錢、服務或其他

經濟上之利益者。

三、訂定或變更不利於交易相對人之交易條件者。

四、除前揭前三項之行爲外，於有關交易條件之訂定或執行上，做出不利於交易相對人之情事者。

五、對於交易相對人之公司要求其公司負責人的選任，應依照自己事先的指定，或事先得到自己的同意者（意指直接或間接控制他事業之人事任免者）。

第四章 日本政府對於加盟行爲之規範

日本通產省中小企業廳爲輔導特定連鎖化事業經營，特於中小型零售業振興法第十一條規定，於連鎖加盟業之定型化契約內，訂定有加盟店可使用特定商標、商號及其他服務標章，並規定加盟店於加盟時應繳交加盟保證金及其他費用者，於欲加盟該特定連鎖化事業加盟店締結契約時，應先記載有下列各款式項之書面資料，以交付加盟店，並對該加盟店予以說明：

一、有關加盟時繳交之加盟金、保證金及其他費用等相關事項；

二、有關對加盟主銷售商品時之銷售條件等相關事項；

三、有關經營技術指導之事項；

四、有關對加盟店得使用之商標、商號及其他表徵等相關事項；

五、有關契約期間、契約變更及契約解除等相關事項；

六、除前項各款之規定外，其他由通產省令所規定之事項。

通產省大臣於制定前項規定之通商產業省令或廢止改省令時，應與零售所屬事業之主管大臣，進行協商。

同法施行細則第十條有關特定連鎖化事業經營行爲並進一步加以規範：

對於前條所規定由通產省令訂定之事項、其內容如下（通產省令第 100 號）：

一、有關加盟時繳交之加盟金、保證金及其他費用等相關事項：

（一）應繳之金額或其計算方法；

（二）加盟金、保證金、商品費用及其他應繳費用的性質；

（三）應繳交之時期；

（三）繳交的方法；

（四）於該當費用爲可返還時之情形，其返還條件。

- 二、有關對加盟主銷售商品時之銷售條件等相關事項：
 - (一) 欲銷售予加盟店或代銷之商品種類；
 - (二) 該當商品價金的結算方式；
- 三、有關經營技術指導之事項：
 - (一) 於加盟之際，是否有舉辦研修活動或講習會；
 - (二) 於加盟之際，有舉辦研修活動或講習會時，及其講授或研習之內容；
 - (三) 對加盟店持續性地進行經營技術指導之方式及其實際次數。
- 四、有關對加盟店得使用之商標、商號及其他表徵等相關事項：
 - (一) 該當可以使用之商標、商號及其他表徵；
 - (二) 使用該當表徵時附有條件時，其條件之內容。
- 五、有關契約期間、契約變更及契約解除等相關事項：
 - (一) 契約之時間；
 - (二) 契約之更新其其條件；
 - (三) 解除之要件及其程序；
 - (四) 因解除契約所產生之損害賠償金及其他義務內容。
- 六、有關加盟店應定期繳交金錢之相關事項。
 - (一) 應繳之金額及其計算方式；
 - (二) 商號使用費、經營技術指導費及其他應繳交金錢的性質；
 - (三) 應繳交之時期；
 - (四) 繳交之方式。

第五章 代結論與建議

近年來，我國百貨、超市、量販店及便利商店等大型流通業快速成長，對物流通路已造成重大影響。其中，超市及便利商店並多以連鎖加盟的方式急速擴張，不但對傳統銷售通路，尤其是對民生用品的批發、零售業者造成存續攸關的擠壓，而且該等商品之市場逐漸轉為買方市場，使其供應商在銷售通路上對於超市及便利商店產生依賴。大型百貨公司及量販店雖非以連鎖加盟的方式擴張，惟其對傳統銷售商及供貨廠商亦因採購量大，而有類似的影響。職是，其結果於超市、便利商店、量販店影響所及之市場，其競爭者（傳統批發及零售業者）及供應商等皆受重大衝擊。其次，由於流通業大型化後，其市場佔有

率及年銷售額之擴增相對於其供貨廠商自然易於取相對強勢之市場地位，其供貨廠商於業務上之依賴性與日俱增。逐是，大型流通業者與其供貨廠商間在交易關係之形成上，其間經濟地位之對等性易於消失，而不能確保其在契約自由下獲得有相對等關係。是故，對於大型流通業之規範重點應落實於市場地位之濫用禁止上。

自日本獨占禁止法對流通業規範之研究報告發現，日本政府競爭主管機關公布之「獨占禁止法對於有關流通、交易慣行之指針」或「行動指針」均明確揭示規範零售業者濫用市場優勢地位行為的基本構想：事業要以何種條件進行交易，基本上仍尊重交易相對人可自主判斷權利，惟若當零售業者相對於供貨廠商於交易上居優勢時，即有可能順勢運用其濫用市場優勢地位，對供貨廠商施予種種不利措舉之虞，而揭示要有事先與供貨廠商進行協商，並考量兩造雙方間的相對等關係。環顧當今美國、日本、澳大利亞等先進國家競爭法主管機關，對於大型流通業經營行為於競爭法的規範上，有嚴加規制的趨勢。前揭由於供貨廠商未能確保其在契約自由下獲得有相對等關係，渠於非自願之情況下被迫繳交附加費用、退貨、強迫推銷、要求派遣從業人員支援，或要求少量多頻率配送（零售業者要求供貨廠商負擔設置電子資訊系統化所衍生的費用）等態樣，使得應為自由競爭的意識決定自由，而受到不當壓抑及侵害。從而，抑制供貨廠商供貨效率的專屬性投資，徒增社會整體的經濟成本。而且，供貨廠商額外負擔的費用終將轉嫁於消費者負擔，或自行吸收，導致新產品的開發與投資。據此，大型流通業者所為之濫用優勢地位，已導致競爭秩序及消費者利益，受到不當的侵害，而有賴公平交易法積極的介入，以矯正此種不當的交易行為。然而，當流通業者有濫用市場地位，從事不當競爭時，供貨廠商經常懼怕報復而怯於舉發。日本公取會有鑑於此，進行每三年問卷調查並辦理聽證會，鼓勵供貨廠商可以對流通業者進行檢舉，藉以匡正供貨廠商的不當經營行為。

其次，參考日本通產省中小企業廳為規範加盟業主資訊揭露之相關規範，藉此將有助於我國加盟體系重要交易資訊之透明化。

附錄：

「百貨公司業界之特定的不公平交易方法」

1954年12月21日，公平交易委員會告示第7號令頒布

1961年12月25日公平交易委員會告示第13號令修正

1996年2月16日公平交易委員會告示第四號令修正

依據「禁止私的獨占暨確保公平交易之法律」(1947年法律第54號第2條第7項規定，將特定的事業領域中之特定的不公平交易方法，作如下之指定。

- 一、百貨公司業者除有該當於下列各款之一之情形外，將自供貨廠商處所購買之商品的全部或一部份，退貨予該供貨廠商（包含將購買契約更改為委託銷售契約之行爲，或更換商品等實質上可視為退貨之行爲等，以下亦同）：
 - （一）已經受領之商品，因可歸責於供貨廠商之事由，而有污損、毀損或致生瑕疵之情形時，自受領之日起，相當期間內，將該當商品退還給該當供貨廠商者；
 - （二）於已經受領之商品與所訂購之商品不同時，自受領之日起，相當期間內，將該當商品退還給該當供貨廠商者；
關於已經受領之商品，自受領之日起，一定期間內，或相對於其購買總數量之一定數量的範圍內，而退回商品一事，對照於百貨公司業者與其供貨廠商間之交易以外的一般批發交易之情形，亦屬正常的商業慣習時，於該商業慣習之一定期間內或一定數量範圍內，將該當商品退還給該當供貨廠商；
 - （三）由百貨公司業者本身負擔因退回已經受領商品通常所生之損失，且該退貨行爲係經供貨廠商同意者，將該當商品退還給該當供貨廠商；「供貨廠商於受領百貨公司業者退回自己所供應之商品，並將之處分後，可對該當供貨廠商產生直接利益之情形時，百貨公司業者因該當供貨廠商之請求，而將該當商品退還給該當供貨廠商。
- 二、百貨公司業者除有該當於下列各款之一之情形外，於自供貨廠商購買商品後，令該當供貨廠商降低該當商品之進貨價格：
 - （一）已經受領之商品，因可歸責於供貨廠商之事由，而有污損、毀損或致生瑕疵之情形時，自受領之日起，相當期間內，且於正當的金額範圍內，要求該當供貨廠商降低該當商品之價格；
於已經受領之商品與所訂購之商品不同時，自受領之日起，相當期間內，且於正當的金額範圍內，要求該當供貨廠商降低該當商品之價格。
- 三、相對於百貨公司業者與供貨廠商間之交易以外的一般委託銷售交易中之正常的商業習慣，於其交易條件對供貨廠商產生顯著的不利益之情形時，百貨公司業者要求以該項交易條件，令該當供貨廠商與自己進行委託銷售交易之行爲。

- 四、為促銷或特價品活動等目的之特定商品，百貨公司業者要求供貨廠商以較諸於與該當商品同種之商品的一般批發價格，呈顯著低廉之價格，供應該商品予自己之行爲。
- 五、百貨公司業者與供貨廠商締結契約，要求供貨廠商依其事先指定之特別規格、式樣、型式等而供應特定之商品時，其後雖非可歸責於該當供貨廠商事由，竟拒絕受領商品之全部或一部分之行爲。但於得到該當供貨廠商之意，且做出適當的損害賠償後，不屬於不公平的交易方法。
- 六、百貨公司業者為本身之銷售業務活動，要求供貨廠商派遣其員工協助銷售活動，或由百貨公司業者本身直接雇用相關協助銷售活動人員，但要求供貨廠商負擔該當人員之費用。但若所銷售之商品係該當供貨廠商本身所供應之商品，且所要求派遣之人員係一般百貨公司業者的員工所未具有特殊銷售能力或技術時，則於令該等員工從事該當商品的銷售業務，有促進供貨廠商直接利益之情形，不屬於不公平的交易方法。
- 七、百貨公司業者以供貨廠商拒絕其前述各項記載之事項為由，而遲延給付商品價金、減少商品購買數量、停止與該當供貨廠商之交易或為其他不利於該當供貨業者之行爲。

備註：

- 一、本告示中稱「百貨公司業」者，係指於擁有該當於左列各款之一支賣場面積（指店鋪的地板面積乘以 95% 所得出之面積）的同一家店鋪中，從事一般消費者日常所使用之諸多種類商品的零售事業活動者，而所謂「百貨公司業者」者，則指以經營百貨公司業為業者。
 - （一）在東京都（現於其特別區內）以及地方自治法（1947 年）法律第 67 號）第 252 條之 19 第 1 項規定之指定都市的區域內，其面積於 3000 平方公尺以上者；
 - （二）在前款所記載之指定都市以外之市或町、村等區域內，其面積於 1500 平方公尺以上者。
- 二、本告示中稱「供貨廠商」者，係指於百貨公司自行銷售商品，或接受委託而銷售商品之情形，將該當商品供應給該當百貨公司業者之事業，且其交易關係上之地位，劣勢於該當百貨公司業者。

附件

参考 2

流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（抜粋）

平成 3 年 7 月 11 日

公正取引委員会事務局

[小売業者による優越的地位の濫用行為]

1 考え方

(1) 事業者が、どのような条件で取引するかは基本的には取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、小売業者が、納入業者に対し取引上優越した地位にある場合において、その地位を利用して、納入業者に対し押し付け販売、返品、従業員等の派遣の要請、協賛金等の負担の要請又は多頻度小口配送等の要請を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題を生じやすい。

なお、独占禁止法による優越的地位の濫用の規制は、このような行為によって小売業者間あるいは納入業者間等における公正な競争が阻害されるおそれがある場合に当該行為を排除しようとするものである。

(2) 「小売業者が納入業者に対し取引上優越した地位にある場合」とは、当該納入業者にとって当該小売業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障をきたすため、当該小売業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、当該小売業者に対する取引依存度、当該小売業者の市場における地位、販売先の変更可能性、商品の需給関係等を総合的に考慮する。

(3) 以下では小売業者の納入業者に対する特定の行為について独占禁止法上違法となる場合を示しているが、購入者としての地位を利用して卸売業者やユーザーが、同様の行為を行う場合にも、基本的には同様の考え方によって、違法性が判断される。

(4) 取引上の優越的地位の濫用は、一般的には、不公正な取引方法として一般指定 14 項（優越的地位の濫用）によって規制されるが、百貨店・スーパー等の大規模小売業者による納入業者に対する行為については、一般指定 14 項のほかに、「百貨店業における特定の不公正な取引方法」（昭和 29 年公正取引委員会告示第 7 号。一定以上の売場面積の店舗を持ち、一般消費者が日常使用する多種類の商品を販売する小売業者が対象。）によっても規制される。

なお、小売業者と納入業者との取引が、下請代金支払遅延等防止法にいう親事業者と下請事業者の取引に該当する場合であって、小売業者のブランドを表示した商品（いわゆるプライベート・ブランド商品）を製造し、納入する場合など、物品の製造委託に該当する場合には、同法の規制の対象となる。

2 押し付け販売

(1) 考え方

小売業者は、納入業者に対して、納入取引関係を利用して自己の販売する商品やサービスの購入を要請することがある。優越的地位にある小売業者が納入業者に対して商品・役務の購入を要請する場合には、納入業者は、購入を希望しないものであっても、今後の納入取引に与える影響を懸念して購入せざるを得ないこととなり、優越的地位の濫用として問題となる。

(2) 独占禁止法上問題となる場合

取引上優越した地位にある小売業者が、納入業者に対し、次のような方法によって自己又は自己の指定するものから商品や役務を購入させる場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を納入業者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定 14 項（優越的地位の濫用））。

- ① 仕入担当者等の仕入取引に影響を及ぼしうる者が購入を要請する場合
- ② 納入業者に対し、組織的又は計画的に購入を要請する場合
- ③ 購入する意思がないとの表明があった場合、又はその表明がなくとも明らかに購入する意思がないと認められる場合に、重ねて購入を要請し、又は商品を一方的に送付する場合
- ④ 購入しなければ今後の納入取引に影響すると受け取られるような要請をし、又はそのように受け取られるような販売の方法を用いる場合

3 返品

(1) 考え方

返品は、新規商品の参入を促進する、あるいは地域的な需給に即応させる等の利点を有する場合もあるが、優越的地位にある小売業者が一方的な都合で返品を行う場合には、納入業者に不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい（注 1）。

（注 1）返品の条件について取引当事者間で明確になっていない場合には、こ

うした問題を生じやすく、小売業者においては、その条件について納入業者との間であらかじめ明確にすることが望ましい。

(2) 独占禁止法上問題となる場合

取引上優越した地位にある小売業者が、納入業者に対し購入した商品を返品すること（いわゆる買取商品の返品であり、購入契約を委託販売契約に切り替え、又は商品を取り換える等実質的に返品となる行為を含む。以下同じ。）は、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を納入業者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定14項（優越的地位の濫用））。

- ① どのような場合に、どのような条件で返品するか、取引当事者間で明確になっていない場合であって、納入業者にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合（注2）
- ② 次のような返品を行い、納入業者にとって不利益を与えることとなる場合（注2）（注3）

a 納入業者の責に帰すべき事由によらない汚損商品、毀損商品等の返品
(例)

- (a) 展示に用いたために汚損した商品の返品
- (b) 小売用の値札が貼られており、商品を傷めることなく剥がすことが困難な商品の返品
- (c) 小売業者がメーカーの定めた賞味期限とは別に独自にこれより短い販売期限を定め、この販売期限が経過したことを理由とする返品（注4）

b 小売業者のプライベート・ブランド商品の返品

c 月末又は期末の在庫調整のための返品

d 小売業者の独自の判断に基づく店舗又は売場の改装や棚替えに伴う返品（注5）

なお、返品については、「不当な返品に関する独占禁止法上の考え方」（昭和62年4月21日公表）を併せて参照されたい。

(注2) (a) 返品によって通常生じる損失を小売業者が負担し、納入業者の同意を得て行う場合、(b) 納入された商品が納入業者の責に帰すべき事由により汚損し、毀損し、その他欠陥のあるものであった場合、及び(c) 納入された商品が注文した商品と異なっていた場合は、不利益を与えることとなるものではなく、違法とならない。

(注3) ②の場合は、返品の内容について取引当事者間で明確になっている場

合であっても違法となるケースである。

(注4) 消費者が通常、商品購入後、賞味するまで一定期間を要することを考慮して、短期間の賞味期限を残して返品する場合であって、その条件が取引当事者間であらかじめ明確になっている場合を除く。

(注5) 季節商品の販売時期の終了時の棚替えに伴う返品であって、その条件が取引当事者間であらかじめ明確になっている場合を除く。

4 従業員等の派遣の要請

(1) 考え方

メーカーや卸売業者が百貨店・スーパー等の小売店に対して、自社商品又は自己が納入した商品の販売等のためにその従業員等を派遣する場合がある。

こうした従業員等の派遣は、メーカーや卸売業者が、小売業者の店舗で消費者に対して直接に、自社商品又は自己が納入した商品の広告宣伝と推奨販売が行えることから行う側面と、小売業者が自己の商品知識や販売力、労働力の不足を補うため要請する側面の両面がある。

従業員等の派遣は、メーカーや卸売業者にとって消費者ニーズの動向を直接把握できる、小売業者にとって専門的な商品知識の不足が補われる等の利点を有している場合があるが、優越的地位にある小売業者が一方的な都合で派遣を要請する場合には、派遣するメーカーや卸売業者に不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい(注6)。

(注6) 特に、従業員等の派遣の条件について取引当事者間で明確になっていない場合は、こうした問題を生じやすく、小売業者においては、派遣された従業員等の業務内容、労働時間、派遣期間等の派遣の条件について納入業者との間であらかじめ明確にすることが望ましい。

(2) 独占禁止法上問題となる場合

取引上優越した地位にある小売業者が、納入業者に対し、商品の販売その他の業務のためにその従業員等を派遣させることは、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を納入業者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる(一般指定一四項(優越的地位の濫用))。

なお、小売業者が、納入業者に対し、従業員等の派遣に代えて、これに相当する人件費を負担させる場合も同様である。

- ① どのような場合に、どのような条件で従業員等を派遣するかについて取引当事者間で明確になっていない場合であって、納入業者にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合（注7）
- ② 従業員等の派遣を通して納入業者が得る直接の利益に照らして、納入業者に不利益を与えることとなる場合（注7）（注8）

（例）

- a 派遣された従業員等に棚卸、棚替え、社内事務等の納入商品の販売促進と直接関係がない業務を行わせ、納入業者に不利益を与えることとなる場合
- b 派遣された従業員等が納入商品の販売に当たることによって、納入商品の販売量が増大するなど納入業者が得る直接の利益に比較して、派遣のための費用が大きい場合

（注7）従業員等の派遣のために通常必要な費用を小売業者が負担し、納入業者の同意を得て行う場合は、不利益を与えることとなるものではなく違法とはならない。

（注8）②の場合は、従業員等の派遣の条件について取引当事者間で明確になっている場合であっても違法となるケースである。

5 協賛金等の負担の要請

（1）考え方

小売業者が納入業者に対して、催事、広告等の費用負担のためのいわゆる協賛金など、金銭的な負担（以下、「協賛金等」という。）を要請することがある。小売業者と納入業者が共同して商品キャンペーンのための催事や広告を行う場合、そのための費用について協賛金等を負担することが、納入商品の販売促進につながるなど納入業者にとっても直接の利益となる場合もあるが、優越的地位にある小売業者が一方的な都合で納入業者に対しこのような要請を行う場合には、納入業者に不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい（注9）。

（注9）取引当事者間で協賛金等の負担の条件について明確になっていない場合には、優越的地位の濫用の問題を生じやすく、小売業者においては、その条件について納入業者との間で明確にすることが望ましい。

（2）独占禁止法上問題となる場合

取引上優越した地位にある小売業者が、納入業者に対して協賛金等を負担させることは、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不

利益を納入業者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定14項（優越的地位の濫用））。

- ① 協賛金等の負担額及びその算出根拠、使途等について、取引当事者間で明確になっていない場合であって、納入業者にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合
- ② 次のような方法により協賛金等を負担させ、納入業者に不利益を与えることとなる場合（注10）
 - a 納入業者の商品の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請すること
 - b 納入業者にとって商品の販売促進やコスト削減に寄与するなど納入業者が得る直接の利益の範囲を超えて協賛金等を要請すること
 - c 小売業者の決算対策のために協賛金等を要請すること
 - d 一定期間に一定の販売量を達成した場合に小売業者にリベートを供与することをあらかじめ定めていた場合において、当該販売量を達成しないのに当該リベートを要請すること
 - e 納入業者が負うべき責任がないにもかかわらず、納入業者が商品を納入した後において、その商品の納入価格の値引を要請すること

（注10）②の場合は、協賛金等の条件について取引当事者間で明確になっている場合であっても違法となるケースである。

6 多頻度小口配送等の要請

（1）考え方

最近、大規模な小売業者は、発注のオンライン化、物流センターの設置等仕入体制のシステム化を進めているが、これに関連して、例えば、納入業者に多頻度小口配送（配送の小口化とそれに伴う配送回数増加）を要請したり、システム化の費用として納入業者に負担を要請することがある。

システム化への取組は、受発注業務、物流業務の合理化を促進し、消費者ばかりでなく納入業者にとっても利益となる場合がある。しかし、優越的地位にある小売業者が、一方的な都合で納入業者に対し多頻度小口配送の要請を行ったり、システム化に伴って生じる費用について具体的な負担の根拠や割合を示さないまま、例えば、受発注オンライン・システムの利用料や物流センターの使用料として納入業者に負担を要請する場合には、納入業者に不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用と

して問題を生じやすい（注 11）。

（注 11）小売業者においては、仕入体制のシステム化に伴って生じる費用の負担や多頻度小口配送に伴う負担を納入業者に一方的に負わせることのないよう、その条件について納入業者との間で十分に協議することが望ましい。

（2）独占禁止法上問題となる場合

取引上優越した地位にある小売業者が、納入業者に対して多頻度小口配送を要請し、又は仕入体制のシステム化に伴って生じる費用の負担を要請することは、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を納入業者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定一四項（優越的地位の濫用））。

- ① 多頻度小口配送を要請し、これによって納入に要する費用が大幅に増加するため納入業者が納入単価の引上げを求めたにもかかわらず、納入業者と十分協議することなく一方的に、通常対価相当と認められる（注 12）単価に比して著しく低い納入単価で納入させることとなる場合
- ② 仕入体制のシステム化に伴って生じる費用の負担額及びその算出根拠等について納入業者と十分協議することなく一方的に負担を要請し、納入業者に不利益を与えることとなる場合
- ③ 仕入体制のシステム化に伴って生じる費用を納入業者が得る利益の範囲を超えて一方的に納入業者に負担させる場合（注 13）

（注 12）「通常対価相当と認められる」かどうかは、従前の納入単価、同様の多頻度小口配送の条件で取引している他の納入業者の納入単価等から総合的に判断される。

（注 13）③の場合は、費用負担の条件について取引当事者間で明確になっている場合であっても違法となるケースである。

参考 4

百貨店業における特定の不公正な取引方法

昭和29年12月21日公正取引委員会告示第7号
改正 昭和36年12月25日公正取引委員会告示第13号
改正 平成8年16日公正取引委員会告示第4号

[百貨店業における特定の不公正な取引方法]

- 1 百貨店業者が、左の各号の一に該当する場合を除き、納入業者から購入した商品の全部または一部を当該納入業者に対して返品（購入契約を委託販売契約に切り替え、または商品を取り替える等実質的に返品となる行為を含む。以下同じ。）すること。
 - (1) 納入を受けた商品が、納入業者の責に帰すべき事由にもとづき、汚損し、き損し、その他かしのあるものであった場合において、納入を受けた日から相当の期間内に、その商品を当該納入業者に対して返品すること。
 - (2) 納入を受けた商品が注文した商品と異なっていた場合において、納入を受けた日から相当の期間内に、その商品を当該納入業者に対して返品すること。
 - (3) 納入を受けた商品について、納入を受けた日から一定の期間または納品の総量に対して一定の数量の範囲内においてその商品を返品することが、百貨店業者と納入業者との取引以外の一般の卸売取引においても正常な商慣習となっている場合において、当該商慣習となっている期間または数量の範囲内において、その商品を当該納入業者に対して返品すること。
 - (4) 納入を受けた商品の返品によって通常生ずべき損失を百貨店業者が負担し、かつ、当該納入業者の同意をえてその商品を当該納入業者に対して返品すること。
 - (5) 納入業者が百貨店業者から自己の納入に係る商品の返品を受けて、その商品を処分することが当該納入業者の直接の利益となる場合において、当該納入業者の申出に応じて、その商品を当該納入業者に対して返品すること。
- 2 百貨店業者が、左の各号の一に該当する場合を除き、納入業者から商品を購入した後において、その商品の納入価格の値引を当該納入業者にさせること。
 - (1) 納入を受けた商品が、納入業者の責に帰すべき事由にもとづき、汚損し、

き損し，その他かしのあるものであった場合において，納入を受けた日から相当の期間内に，正当な金額の範囲内において，当該納入業者にその商品の納入価格の値引をさせること。

(2) 納入を受けた商品が注文した商品と異なっていた場合において，納入を受けた日から相当の期間内に，正当な金額の範囲内において，当該納入業者にその商品の納入価格の値引をさせること。

3 百貨店業者が，百貨店業者と納入業者との取引以外の一般の委託販売取引における正常な商慣習に照らして納入業者に著しく不利益となるような条件をもって，当該納入業者に自己と委託販売取引をさせること。

4 百貨店業者が，特売，廉売等の用に供する特定の商品を，その商品と同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもって，当該納入業者に納入させること。

5 百貨店業者が納入業者に対してあらかじめ特別の規格，意匠，型式等を指示して特定の商品を納入させることを契約した後において，当該納入業者の責に帰すべき事由がないにもかかわらず，その商品の全部または一部の納入を拒否すること。ただし，納入業者の同意をえ，かつ，正当な損害賠償を行う場合を含まないものとする。

6 百貨店業者が，自己の販売業務のために，納入業者にその従業員等を派遣させて使用し，または自己が直接雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。ただし，納入業者の納入に係る商品について，通常百貨店業者の従業員のもっていない販売に関する特殊な技術または能力を有する従業員等を派遣させてその商品の販売業務に従事させることが，当該納入業者の直接の利益となる場合を含まないものとする。

7 納入業者が前各項にかかげる事項の要求を拒否したことを理由として，百貨店業者が，当該納入業者に対して代金の支払を遅らせ，購入の数量を削減し，取引を停止し，その他不利な取扱をすること。

中小小売商業振興法

〔昭和四八年九月二十九日〕
法律第一〇一號

(目的)

第一条 この法律は、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

もの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合等」という。）

2 この法律において「中小小売業者」とは、小売業に属する事業を主たる事業として営むものであつて、前項第二号から第五号までの一に該当するものをいう。

(振興指針)

第三条 通商産業大臣は、中小小売商業の振興を図るための中小小売業者に対する一般的な指針（以下「振興指針」という。）を定めなければならない。

2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものと

<p>する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 経営の近代化の目標に関する事項 二 経営管理の合理化に関する事項 三 施設及び設備の近代化に関する事項 四 事業の共同化に関する事項 五 中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項 六 その他中小小売商業の振興のため必要な事項 <ol style="list-style-type: none"> 3 通商産業大臣は、振興指針を定めようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議し、かつ、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。 4 通商産業大臣は、振興指針を定めるときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。 <p>(高度化事業計画の認定等)</p> <p>第四条 商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会(第六条第一号において「商店街振興組合等」という。)は、主として中小小売業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、</p>	<p>商店街整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会(第六条第一号において「事業協同組合等」という。)は、主として中小小売業者である組合員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗を一の団地に集団して設置する事業(当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。)について、店舗集団化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 3 第一号又は第二号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第三号に掲げる中小小売業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売業者と共同して同号に定める事業について、第四号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該共同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。 一 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売業者である組合員のための共同店舗又は休憩所、集会場そ
---	---

<p>他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第八項において「共同店舗等」という。）の設置の事業</p> <p>二 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備（次号において「店舗等」という。）の設置の事業</p> <p>三 他の中小小売業者と合併しようとし、又は他の中小小売業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売業者 次に掲げる事業</p> <p>イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業</p> <p>ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売業者のための共同店舗等の設置の事業</p> <p>四 二以上の中小小売業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売業者のための共同店舗等の設置の事業</p> <p>4 第一号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第二号に掲げる組合等又は中小小売業者は当該出資を</p>	<p>しようとする他の組合等又は中小小売業者と共同して同号に定める事業について、第三号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>一 組合等 電子計算機を利用して、中小小売業者である組合員又は所属員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業</p> <p>二 他の組合等又は中小小売業者とともに資本の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売業者である組合員若しくは所属員又は中小小売業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業</p> <p>三 二以上の組合等又は中小小売業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売業者である組合員若しくは所属員又は中小小売業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業</p>
---	---

<p>5 連鎖化事業（主として中小小売業者に対し、定形的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下同じ。）を行う者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>7 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画（以下「高度化事業計画」という。）</p>	<p>には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 第一項若しくは第二項に規定する事業、第三項若しくは第四項各号に定める事業又は前二項に規定する事業（以下「高度化事業」という。）の目標及び内容</p> <p>二 高度化事業の実施時期</p> <p>三 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>8 通商産業大臣は、第三項の規定による認定をしようとするときは、同項第一号又は第二号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る組合を所管する大臣に、同項第三号又は第四号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に、共同店舗等の設置の事業に係る商店街整備等支援計画について第六項の規定による認定をしようとするときは、当該商店街整備等支援計画に係る共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。</p> <p>9 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（資金の確保）</p> <p>第五条 国は、前条第一項から第六項までの規定による認</p>
---	--

定を受けた高度化事業計画（以下「認定計画」という。）に基づく高度化事業の実施その他中小小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）

第五条の二 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定計画に基づき設置される設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（中小企業信用保険法の特例）

第五条の三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中小小売商業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、第四条第一項から第五項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業（同法第五項の規定による認定を

受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業と密接に関連するものを含む。）の実施に必要な資金に係るものという。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証（以下「中小小売商業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とかそれぞれ
第三条の二第一項、 第三条の三第一項	保険価額の合計額が	中小小売商業関連保証に係る保険関係の保険

<p>第二条の二第三項、 第三条の三第二項</p>	<p>当該保証を した</p>	<p>価額の合計額とその他 の保険関係の保険価額 の合計額とがそれぞれ</p>
<p>当該債務者</p>	<p>中小小売商業関連保証 及びその他の保証ごと に、それぞれ当該保証 をした</p>	<p>中小小売商業関連保証 及びその他の保証ごと に、当該債務者</p>

2 普通保険の保険関係であつて、中小小売商業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係で

あつて、中小小売商業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第五条の四 第四条第六項の規定による認定を受けた公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(減価償却の特例)

第六条 次に掲げる者は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができ

る。

一 第四条第一項の規定による認定を受けた商店街振興組合等若しくは同条第二項の規定による認定を受けた事業協同組合等又はその組合員若しくは所属員（中小小売業者又は中小サービス業者（サービス業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、第二条第一項第二号から第五号までの一に該当するものをいう。）であるものに限る。）

二 第四条第三項の規定による認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協業組合又は同項の規定による認定に係る同項第三号イに規定する会社

三 第四条第四項の規定による認定を受けた組合等

四 第四条第五項の規定による認定を受けた者

五 第四条第六項の規定による認定に係る同項に規定する特定会社又は同項の規定による認定を受けた公益法人

(調査)

第七条 国は、中小小売業者が地域的条件を考慮してその経営の近代化を行なうことができるようにするため、地域における小売業者の実態及びその経済的社会的条件に関する調査を行ない、地域における小売商業の将来の展望を明らかにするように努めるものとする。

(研修事業の実施等)

第八条 国は、中小小売商業の従事者の資質の向上を図るため、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、中小小売業者の依頼に依じて、その経営の近代化に関し必要な指導及び助言を行なうものとする。

(小規模企業者に対する配慮)

第九条 国は、中小小売業者の経営の近代化のための施策を講ずるにあつては、小規模企業者に対する特別の配慮をしなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めるものとする。

(特定連鎖化事業の運営の適正化)

第十一条 連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、加盟者に特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨及び加盟者から加盟に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの（以下「特定連鎖化事業」という。）を行う者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事

<p>項について説明をしなければならない。</p> <p>一 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項</p> <p>二 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項</p> <p>三 経営の指導に関する事項</p> <p>四 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項</p> <p>五 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項</p> <p>2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。</p> <p>第十二条 主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が前条第一項の規定に従っていないと認めるときは、その者に対し、同項の規定に従うべきことを勧告することができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、特定連鎖化事業を行なう者がその勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第十三条 通商産業大臣は、第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に</p>	<p>基づく高度化事業を実施する者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 主務大臣は、第四条第四項又は第五項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者に対し当該事業の実施状況について、特定連鎖化事業を行う者に対し前条の規定の施行に必要な限度においてその業務について報告を求めることができる。</p> <p>(主務大臣)</p> <p>第十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一 第四条第四項に規定する電子計算機利用経営管理計画に関する事項については、通商産業大臣及び同項各号に定める事業によりその経営管理を合理化する中小小売商業者が販売する主たる商品の流通を所管する大臣</p> <p>二 第四条第五項に規定する連鎖化事業計画に関する事項及び特定連鎖化事業に関する事項については、通商産業大臣及び連鎖化事業に係る主たる商品の流通を所管する大臣</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第十五条 この法律の規定により通商産業大臣、主務大臣及び第四条第八項に規定する所管大臣の権限に属する事</p>
---	--

項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(罰則)

第十六条 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正前の中小小売商業振興法(以下「旧法」という。)第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に関する計画の変更の認定及び取消し並びに旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づく事業を実施する者に対する報告の徴収については、なお従前の例による。

2 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を

受けた計画に基づき設置される設備に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお従前の例による。

3 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づく事業(旧法第四条第三項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく事業と密接に関連するものを含む。)の実施に必要な資金に係る債務の保証についての中小企業信用保険法の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、旧法の規定中「三万円」とあるのは、「十万円」とする。

(以下略)

中小小売商業振興法施行令

(昭和四十八年政令第二百八十六号)

(中小企業者の範囲)

第一条 中小小売商業振興法(以下「法」という。)第二条第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
一 陶磁製の食卓用品、台所用品又はタイルの製造業	一億円	九百人
二 ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチニープ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	一億円	九百人
三 織物の機械染色整理業	一億円	六百人
四 鉱業	一億円	千人

五 伸銅品製造業

一億円 五百人

(商店街整備計画の認定の基準)

第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数を通商産業省令で定める数以上であること。
- 二 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の三分の二以上が中小小売業者又は中小サービス業者であり、中小小売業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
- 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
- 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- 五 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の二分の一以上が当該事業に参加すること。

(店舗集団化計画の認定の基準)

第三条 法第四条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該事業協同組合等の組合員又は所屬員の数が通商産業省令で定める数以上であること。
 - 二 当該事業協同組合等の組合員又は所屬員の三分の二以上が中小小売業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売業者の数が中小サービス業者の数以上であること。
 - 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
 - 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - 五 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所屬員が当該団地に店舗を設置すること。
- (共同店舗等整備計画の認定の基準)
- 第四条 法第四条第三項の政令で定める基準は、同項第一号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
- 一 当該組合の組合員の数が通商産業省令で定める数以上であること。
 - 二 当該組合の組合員の三分の二以上が中小小売業者

又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売業者の数が中小サービス業者の数以上であること。

- 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
 - 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。
 - 五 当該組合の組合員であつて中小小売業者であるもののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事業を営むこと。
 - 六 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が通商産業省令で定める面積以上であること。
- 2 法第四条第三項の政令で定める基準は、同項第二号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。
- 一 当該組合の組合員の数が通商産業省令で定める数以上であること。
 - 二 当該組合が中小小売業者であること。
 - 三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。
 - 四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

<p>五 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。</p> <p>六 当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が前項第六号の通商産業省令で定める面積以上であること。</p> <p>3 法第四条第三項の政令で定める基準は、同項第三号に掲げる中小小売業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売業者と共同して作成する共同店舗等整備計画及び同項第四号に掲げる会社が作成する共同店舗等整備計画については、次のとおりとする。</p> <p>一 当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資をしている中小小売業者の数が通商産業省令で定める数以上であること。</p> <p>二 出資により設立される会社又は法第四条第三項第四号に掲げる会社にあつては、中小小売業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は中小小売業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が十分の七以上であること。</p> <p>三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なるものであること。</p> <p>四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当</p>	<p>該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>五 法第四条第三項第三号に定める事業にあつては、同号イに規定する会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供すること。</p> <p>六 法第四条第三項第三号ロに定める事業又は同項第四号に定める事業にあつては、当該共同店舗が主として同項第三号ロに規定する会社若しくはその会社に出資しようとする中小小売業者又は同項第四号に掲げる会社若しくはその会社に出資している中小小売業者が営む小売業に属する事業の用に供されること。</p> <p>七 当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第一項第六号の通商産業省令で定める面積以上であること。</p> <p>(電子計算機利用経営管理計画の認定の基準)</p> <p>第五条 法第四条第四項の政令で定める基準は、同項第一号に掲げる組合等が作成する電子計算機利用経営管理計画については、次のとおりとする。</p> <p>一 当該組合等の組合員又は所屬員の数が主務省令で定める数以上であること。</p> <p>二 当該組合等の組合員又は所屬員の四分の三以上が中小小売業者であること。</p> <p>三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照</p>
---	--

らして適切なものであること。

四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

2 法第四条第四項の政令で定める基準は、同項第二号に掲げる組合等又は中小小売商業者が当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して作成する電子計算機利用経営管理計画及び同項第三号に掲げる会社か作成する電子計算機利用経営管理計画については、次のとおりとする。

一 当該出資をしようとし、又は当該出資をしている組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所属員又は中小小売商業者の数が主務省令で定める数以上であること。

二 組合等若しくは中小小売商業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は組合等若しくは中小小売商業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が十分の七以上であること。

三 当該出資をしようとし、又は当該出資をしている者（組合等にあつては、その組合員又は所属員）の四分の三以上が中小小売商業者であること。

四 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照

らして適切なものであること。

五 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

（連鎖化事業計画の認定の基準）

第六条 法第四条第五項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該連鎖化事業の加盟者の数が主務省令で定める数以上であること。

二 当該連鎖化事業の加盟者の十分の九以上が中小小売商業者であること。

三 法第四条第七項第一号に掲げる事項が当該連鎖化事業を効率的に実施するために適切なものであること。

四 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。

（特定会社の要件）

第七条 法第四条第六項の政令で定める要件は、中小企業者以外の会社（以下この条及び次条において「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が二分の一未満であること（中小企業事業団が出資する場合にあつては、中小企業事業団の出資後において、大企

<p>業者の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が二分の一未満となることが確実と認められることとする。</p> <p>(商店街整備等支援計画の認定の基準)</p> <p>第八条 法第四条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四条第七項第一号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること。</p> <p>二 法第四条第七項第二号及び第三号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>三 法第四条第六項の特定会社が当該事業を実施する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資している者の三分の二以上が中小企業者であること。</p> <p>ロ 大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資者とならないこと。</p> <p>ハ いずれの大企業者についても、その所有に係る当該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式の総数に対する割合又はその当該特定会社への出資の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合が</p>	<p>通商産業省令で定める割合未満であること。</p> <p>四 共同店舗を設置する場合にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 当該共同店舗において事業を営む者の三分の二以上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であること。</p> <p>ロ 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第四条第一項第六号の通商産業省令で定める面積以上であること。</p> <p>(認定計画の変更等)</p> <p>第九条 法第四条第一項から第六項までの規定による認定を受けた者、同条第三項第三号イ若しくはロ若しくは第四項第二号に規定する会社又は同条第六項に規定する特定会社は、当該認定計画の変更をしようとするときは、当該変更が第二条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の通商産業大臣（法第四条第四項又は第五項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更に ついては、主務大臣）の認定を受けなければならない。</p> <p>2 通商産業大臣又は主務大臣は、それぞれ、法第四条第一項から第三項まで若しくは第六項の規定による認定を受けた者、同条第三項第三号イ若しくはロに規定する会</p>
--	--

社若しくは同条第六項に規定する特定会社又は同条第四項若しくは第五項の規定による認定を受けた者若しくは同条第四項第二号に規定する会社が当該認定計画（当該認定計画の変更について前項の規定による認定を受けたときは、その変更後のもの）に従つて高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 法第四条第八項の規定は、同条第三項又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に係る第一項の規定による認定及び前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(償還期間)

第十条 法第五条の二の政令で定める期間は、七年（特別の理由があると認められるときは、三年以上七年以内）において都道府県が定める期間）とする。

(保険料率)

第十一条 法第五条の三第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引特

殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合には、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

(権限の委任)

第十二条 法第四条第一項から第三項まで及び第六項、法第十三条第一項並びに第九条第一項及び第二項の規定に基づく通商産業大臣の権限並びに法第四条第八項（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく所管大臣の権限は、当該高度化事業計画に係る施設又は設備の所在地を管轄する都道府県知事が行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、中小小売商業振興法の一部を改正する法律（平成三年法律第八十四号）の施行の日（平成三

年八月一日) から施行する。
(以下略)

中小小売商業振興法施行規則

(商店街整備計画に係る認定の申請等)

- 第一条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号。以下「法」という。)第四条第一項の規定による認定の申請は、当該商店街整備計画に係る施設又は設備の所在地を管轄する都道府県知事に、様式第一による申請書一通及びその写し四通を提出して行わなければならない。
- 2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。
- 一 当該商店街整備計画について議決をした当該商店街振興組合等の総会又は総代会の議事録の写し
 - 二 当該商店街振興組合等の定款
 - 三 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿
 - 四 当該商店街振興組合等の事業計画書及び収支予算書
 - 五 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面
 - 六 道路に施設又は設備を設置する場合であつて、その設置について建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十四条第一項ただし書の許可、道路法(昭和

- 二十七年法律第八十号)第二十四条の承認若しくは第三十二条第一項の許可、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第七十七条第一項の許可又は消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第七条第一項の同意を要するときは、当該許可若しくは承認又は同意を得ていること又は得る見込みがあることを証する書面
- 第二条 法第四条第一項の規定による認定を受けた商店街整備計画に係る中小小売商業振興法施行令(昭和四十八年政令第二百八十六号。以下「施行令」という。)第九条第一項の規定による変更の認定の申請は、前条第一項に規定する都道府県知事に、様式第二による申請書一通及びその写し四通を提出して行わなければならない。
- 2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。
- 一 当該変更について議決をした当該商店街振興組合等の総会又は総代会の議事録の写し
 - 二 当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面
 - 三 当該変更に伴い前条第二項第二号から第五号までに掲げる書類に変更があつたときは、その変更に係る書類
 - 四 当該変更に伴い前条第二項第六号に規定する許可若

<p>しくは承認又は同意を要することとなつたときは、同号に規定する書面</p> <p>(店舗集団化計画に係る認定の申請等)</p> <p>第三条 法第四条第二項の規定による認定の申請は、当該店舗集団化計画に係る団地の所在地を管轄する都道府県知事に、様式第三による申請書一通及びその写し四通を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該店舗集団化計画について議決をした当該事業協同組合等の総会又は総代会の議事録の写し</p> <p>二 当該事業協同組合等の定款</p> <p>三 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>四 当該事業協同組合等の事業計画書及び収支予算書</p> <p>五 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面</p> <p>六 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定による認定を受けた店舗集団化計画に係る施行令第九条第一項の規定による変更の</p>	<p>認定の申請は、前条第一項に規定する都道府県知事に、様式第四による申請書一通及びその写し四通を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該変更について議決をした当該事業協同組合等の総会又は総代会の議事録の写し</p> <p>二 当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面</p> <p>三 当該変更に伴い前条第二項第二号から第五号までに掲げる書類に変更があつたときは、その変更に係る書類</p> <p>四 当該変更に伴い第一条第二項第六号に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなつたときは、同号に規定する書面</p> <p>(共同店舗等整備計画に係る認定の申請等)</p> <p>第五条 法第四条第三項の規定による認定の申請は、当該共同店舗等整備計画に係る共同店舗等又は店舗等の所在地を管轄する都道府県知事に、様式第五による申請書一通及びその写し四通を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、法第四条第三項第一号又は第二号に掲げる組合が作成する共同店舗等整備計</p>

<p>画にあつては、次の書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該共同店舗等整備計画について議決をした当該組合の総会又は総代会の議事録の写し 二 当該組合の定款 三 当該組合の組合員の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿 四 当該組合の事業計画書及び収支予算書 五 設置する共同店舗等又は店舗等の配置及び構造を示す図面 六 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面 <p>3 第一項の申請書及びその写しには、法第四条第三項第三号に掲げる中小小売業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売業者と共同して作成する共同店舗等整備計画にあつては、次の書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 合併をする場合にあつては、合併契約書の写し、出資により会社を設立する場合にあつては、出資をしようとするすべての者の当該出資に関する同意書の写し 二 法第四条第三項第三号イ又はロに規定する会社の定款がある場合には、その定款 	<ol style="list-style-type: none"> 三 当該合併又は出資をしようとするすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿 四 法第四条第三項第三号イ又はロに規定する会社の子定貸借対照表、予定損益計算書及び子定財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書 五 設置する共同店舗等又は店舗等の配置及び構造を示す図面 六 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面 <p>4 第一項の申請書及びその写しには、法第四条第三項第四号の会社を作成する共同店舗等整備計画にあつては、次の書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該会社の定款 二 当該会社のすべての出資者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿 三 当該会社の最近三期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書 四 設置する共同店舗等の配置及び構造を示す図面
--	--

<p>五 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面</p> <p>第六条 法第四条第三項の規定による認定を受けた共同店舗等整備計画に係る施行令第九条第一項の規定による変更の認定の申請は、前条第一項に規定する都道府県知事に、様式第六による申請書一通及びその写し四通を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 法第四条第三項第一号又は第二号に掲げる組合の作成に係る認定計画の変更の認定の申請にあつては、当該変更について議決をした当該組合の総会又は総代会の議事録の写し</p> <p>二 当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面</p> <p>三 当該変更に伴い前条第二項第二号から第五号まで、同条第三項第一号から第五号まで又は同条第四項第一号から第四号までに掲げる書類に変更があつたときは、その変更に係る書類</p> <p>四 当該変更に伴い第一条第二項第六号に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなつたときは、同号に規定する書面</p>	<p>(商店街整備等支援計画に係る認定の申請等)</p> <p>第七条 法第四条第六項の規定による認定の申請は、当該商店街整備等支援計画に係る施設又は設備の所在地を管轄する都道府県知事に、様式第七による申請書一通及びその写し四通を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、特定会社が作成する商店街整備等支援計画にあつては、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該特定会社の定款</p> <p>二 当該特定会社すべての出資者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>三 当該特定会社の最近三期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書</p> <p>四 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面</p> <p>五 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面</p> <p>3 第一項の申請書及びその写しには、公益法人が作成する商店街整備等支援計画にあつては、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該商店街整備等支援計画について議決をした当該</p>
---	--

<p>公益法人の総会（当該公益法人が財団法人であるときは、その理事会）の議事録の写し</p> <p>二 当該公益法人の定款又は寄附行為</p> <p>三 当該公益法人に出資又は拠出をしているすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>四 当該公益法人の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書</p> <p>五 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面</p> <p>六 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面</p> <p>4 第一項の申請書及びその写しには、特定会社を設立しようとする者が作成する商店街整備等支援計画にあつては、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 当該出資をしようとするすべての者の当該出資に関する同意書の写し</p> <p>二 当該出資により設立される会社の定款がある場合には、その定款</p> <p>三 当該出資をしようとするすべての者の氏名又は名称、資本の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及</p>	<p>び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿</p> <p>四 当該特定会社の子定貸借対照表、子定損益計算書及び子定財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書</p> <p>五 設置する施設又は設備の配置及び構造を示す図面</p> <p>六 第一条第二項第六号に規定する場合にあつては、同号に規定する書面</p> <p>第八条 法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に係る施行令第九条第一項の規定による変更の認定の申請は、前条第一項に規定する都道府県知事に、様式第八による申請書一通及びその写し四通を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 公益法人の作成に係る認定計画の変更の認定の申請にあつては、当該変更について議決をした当該公益法人の総会（当該公益法人が財団法人であるときはその理事会）の議事録の写し</p> <p>二 当該認定計画に基づく事業の実施状況を記載した書面</p> <p>三 当該変更に伴い前条第二項第一号から第四号まで、同条第三項第二号から第五号まで又は同条第四項第一号から第五号までに掲げる書類に変更があつたときは、</p>
--	---

その変更に係る書類

四 当該変更に伴い第一条第二項第六号に規定する許可若しくは承認又は同意を要することとなつたときは、同号に規定する書面

(組合員の数等)

第九条 施行令第二条第一号の通商産業省令で定める数は、二十人(当該商店街整備計画に係る施設又は設備が会議場施設、広場又は駐車場であるときは、五人)とする。

2 施行令第三条第一号の通商産業省令で定める数は、二十人(特別の理由があると認められるときは、五人又は十人)とする。

3 施行令第四条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号の通商産業省令で定める数は、五人とする。

4 施行令第四条第一項第六号の通商産業省令で定める面積は、二百平方メートルとする。

5 施行令第八条第三号ハの通商産業省令で定める割合は、三分の一とする。

(特定連鎖化事業の運営の適性化)

第十条 法第十一条第一項第六号の通商産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該特定連鎖化事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当該特定連鎖化事業を行う者の当該事業の開始時期
 三 加盟者から定期的に金銭を徴収するときは、当該金銭に関する事項
 四 加盟者の店舗の構造又は内外装について加盟者に特別の義務を課すときは、その内容
 第十一条 法第十一条第一項の規定により、特定連鎖化事業を行う者が当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して交付する書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、少なくとも同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項	イ 徴収する金銭の額又は算定方法 ロ 加盟金、保証金、備品代その他の徴収する金銭の性質 ハ 徴収の時期 ニ 徴収の方法 ホ 当該金銭が返還されるものであるときは、

<p>四 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項</p>	<p>三 経営の指導に関する事項</p>	<p>二 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項</p>	
<p>イ 当該使用させる商標、商号その他の表示 ロ 当該表示の使用について条件があるときは、その内容</p>	<p>イ 加盟に際しての研修又は講習会の開催の有無 ロ 加盟に際して研修又は講習会が行われるときは、その内容 ハ 加盟者に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数</p>	<p>イ 加盟者に販売し、又は販売をあつせんする商品の種類 ロ 当該商品の代金の決済方法</p>	<p>その条件</p>
<p>（様式第一―第八略）</p>			
<p>附 則</p>			
<p>（施行期日）</p>			
<p>第一条 この省令は、中小小売商業振興法の一部を改正する法律（平成三年法律第八十四号）の施行の日（平成三</p>			
<p>六 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項</p>	<p>五 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項</p>	<p>イ 徴収する金銭の額又は算定方法 ロ 商号使用料、経営指導料その他の徴収する金銭の性質 ハ 徴収の時期 ニ 徴収の方法</p>	<p>イ 契約の期間 ロ 契約更新の条件及び手続き ハ 契約解除の要件及び手続き ニ 契約解除によつて生じる損害賠償金の支払 ハ その他の義務の内容</p>

年八月一日から施行する。
(以下略)